

「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」の概要

①

第1章 はじめに

【改定の趣旨】

- 2009年に施行された海岸漂着物処理推進法（以下「法」）に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、2011年に「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」（以下「地域計画」）を策定
- 法改正や県の関連計画の策定などの状況を踏まえ、地域計画を改定

【地域計画の位置付け】

- 法第14条第1項に基づく法定計画であり、神奈川県循環型社会づくり計画の部門別計画

第2章 国及び県の動向

- 法改正に伴い、基本方針が変更され、流域圏の内陸と沿岸が一体となった取組の推進や、漂流ごみ等及びマイクロプラスチックの排出抑制が追加された。
- 県では、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラスチックごみをゼロにすることを目標とした「かながわプラごみゼロ宣言」を発表



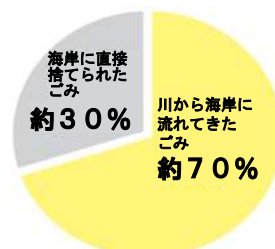
第3章 神奈川県における海岸清掃の現状と課題

【神奈川県の海岸】

- 海岸の総延長約435km、東側は東京湾、南側は相模湾に面する。
- 1991年に公益財団法人かながわ海岸美化財団（以下「美化財団」）の設立以降、相模湾沿岸を中心とした一元的な海岸清掃を実施

【海岸漂着物等の現状と課題】

- 海岸漂着物の処理量は、近年、概ね横ばい
- 海岸ごみの約7割は河川上流部から流出（右図参照）
- **プラスチックごみの割合が増加**
- 漂着するマイクロプラスチックは、内陸部から河川を通じて流出している可能性が高い。
- 漂流ごみ等による船舶等への影響あり
- 不法投棄量及び不法投棄箇所数は、近年、概ね横ばい



美化財団による海岸ごみ実態調査結果より

第4章 県の目指す姿と計画期間

【県の目指す姿】

- 内陸部と沿岸域が一体となった発生抑制対策を進め、人工ごみのない美しい海岸を目指す。
- プラスチックごみは、排出抑制のうえ、再使用・再生利用を進める。
- プラスチックごみ以外の金属類等他の人工ごみの発生抑制を進める。

【計画期間】：2024年度から2030年度までの7年間

第5章 重点区域

【重点区域】

横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの自然海岸（港湾施設及び漁港施設を除く。）、河川河口部及び海岸砂防林→約150km（右図太線）

【重点区域以外の地域等について】

- 重点区域が設置されている沿岸13市町以外の内陸部の市町村等も含めた発生抑制対策
- 漁港管理者による漂流ごみ等の対応に関し、県・沿岸13市町は必要な協力を行う。



—：重点区域（港湾施設及び漁港施設を除く。）

「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」の概要

②

第6章 基本的方策

1 海岸漂着物等の円滑な処理

(1) 重点区域における清掃

- 重点区域における海岸清掃は、引き続き美化財団を中心に実施

(2) 重点区域外における清掃

- 港湾管理者及び漁港管理者は、清掃活動を推進し、切れ目のない海岸漂着物対策に取り組む。
- 県・沿岸13市町等は、海岸漂着物対策に資する情報共有などの支援を行う。

(3) 漂流ごみ等の処理

- 漂流ごみは、漁業者等の自主的な協力を得るとともに、沿岸13市町等が協力し、円滑な処理の推進を図る。

2 発生抑制対策

(1) 発生状況及び原因に関する調査

- 県は、海岸漂着物の組成調査等を行う。
- 美化財団は、海岸漂着物の処理量実績の把握等を行う。

(2) 内陸部における発生抑制対策

- 内陸部の市町村は、清掃活動によるごみの回収や、集積場等からの身近なごみの流出・飛散の防止等を一層推進する。
- 河川管理者は、河川における清掃を行うとともに、不法投棄の未然防止、ごみの持ち帰りの呼びかけ等の普及啓発活動を一層推進する。

海岸漂着物等の多くは、山、川、海への繋がる水の流れを通じて海岸に漂着します。沿岸域だけでなく内陸部においても、海岸漂着物等の問題を自分事として捉え、行動することが必要です。

(3) 3Rの推進

- かながわプラごみゼロ宣言の実現を目指し、県、市町村、県民、事業者が連携しながら、3R+Renewable（再生可能な資源の活用）に係る取組を進める。

(4) 不法投棄・不適正保管の未然防止

- 不法投棄を許さない地域環境づくり、産業廃棄物の不適正処理対策等に取り組む。

(5) マイクロプラスチックの排出の抑制

- 県は、プラスチックごみが意図せず環境中に排出されないよう、ごみの散乱防止等の普及啓発に努めるとともに、マイクロプラスチックの排出実態の解明に関する調査研究を行う。
- かながわプラごみゼロ宣言の実現を目指す「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」による取組を進める。

漂着したマイクロプラスチックには、人工芝の破片等が確認されており、消費者が日常で使用している製品から意図せず環境中に排出されることがあります。



人工芝の破片

県プラスチック資源循環推進等計画より

3 普及啓発・環境教育

- 環境意識の醸成やポイ捨てを許さない地域環境づくりを推進する。併せて、一人ひとりが問題を認識し、行動変容することが重要であるため、環境教育等を推進する。
- プラスチック製品が使用中に劣化してマイクロプラスチックにならないよう適正に管理すること等について普及啓発を行う。
- 美化財団は、環境教育や美化キャンペーン活動への支援など啓発事業を実施する。

第7章 関係者の役割分担及び相互協力

- 県、美化財団、市町村、港湾・漁港管理者、団体等は、県民・事業者と連携・協働して発生抑制対策等を進める。

第8章 海岸漂着物対策の実施にあたって配慮すべき事項

- モニタリングの実施
- 災害等の緊急時における対応
- 他の関連計画との整合
- 地域計画の見直し